

監査報告書

学校法人 明倫学園

理事会 御中

評議員会 御中

令和8年6月11日

学校法人 明倫学園

監事 山本 敏彦

監事 大西 尚之

私たち監事は、私立学校法第52条及び第104条の規定に基づき、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度における業務、財産の状況及び理事の職務執行の状況について監査を行いましたので、その方法及び結果について次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、本学におけるガバナンス体制や理事の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について、理事及び職員等からその整備及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立した立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から、私立学校法施行規則第37条に定める「会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」に関する通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告書及びその附属明細書は、学校法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘する事項は認められません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人伊藤伸介公認会計士及び小林賢宏公認会計士の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上